



消防本部からお知らせ

●問／苅田町消防本部
☎ 093・434・0119

地震による火災対策できていますか？

今年は、1923年（大正12年）に発生した関東大震災から100年の節目にあたります。当時の地震では大規模な延焼火災が発生しました。もう一度身の回りを確認して、地震火災を防ぎましょう。

事前・日頃の対策

- ・住まいの耐震性を確保する
- ・家具等の転倒防止対策（固定）を行う
- ・感震ブレーカーを設置する
- ・住宅用消火器等を設置して、使用方法を確認する。
- ・住宅用火災警報器を設置し、10年を目安に新しいものに取り替える
- ・防災訓練への参加など、発生時の対応要領の習熟を図る

地震直後の行動

- ・停電中は電化製品のスイッチを切り電源プラグをコンセントから抜く
- ・石油ストーブやファンヒーターからの油漏れの有無を確認する
- ・避難時はブレーカーを落とす

地震からしばらくして

- ・ガス機器、電化製品及び石油器具の使用を再開するときは、破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認する

第3回 消防設備士試験

日 12月17日㊿
場 福岡大学・福岡県立大学
内 全種類（甲種・乙種）
申 ▶ 書面申請：10月10日～23日
▶ 電子申請：10月7日～20日
※試験案内・受験願書は消防本部予防課にて配布しています。
詳細は、消防試験研究センターのホームページでご確認ください。
申 消防試験研究センター福岡県支部
☎ 092・282・2421

● 8月の出勤状況

火災	救急	救助	風水害	その他
1	205	0	0	4

消費生活相談コーナー

8月の相談件数 19件

「無料体験!」「今だけお得!」 脱毛エステの勧誘に注意!

【ケース①】街頭で声をかけられて、脱毛エステの無料体験をしつこく勧誘された。店舗へ行き、無料体験の施術後、「今だけお得」と強引に勧誘された。怖くて断れず、分割払いで、手数料込30万円の契約をしてしまった。高額なので解約したい。(20代女性)

【ケース②】SNSで脱毛エステの無料体験の広告を見て店舗に出かけた。無料体験の施術後、強引に契約を勧められ、分割払いで、手数料込の契約をした。高額なので解約したい。(10代女性)

今回の相談は苅田町に関わらず県内各地でも増加中です。県のセンターからも注意喚起情報が発出されています。

不安に思う場合は、その場で契約しないで断る

「無料体験」の誘いや広告で店舗に赴くと「今だけお得」などと強引に契約を迫られることもあります。

契約の場合は理解できるまで慎重に説明を聞く

脱毛エステは高額になりやすいです。エステの期間よりも分割払いの期間が長い契約もあります。契約内容を慎重に確認しましょう。

クーリング・オフができる場合がある

特定商取引法の規定に該当する場合、書面やメール等により、クーリング・オフができる場合があります。また、不当に勧誘された場合は、契約を取り消すことができる場合があります。

【注意】18歳成年により、19歳で契約しても未成年者取消しができませんので注意しましょう。

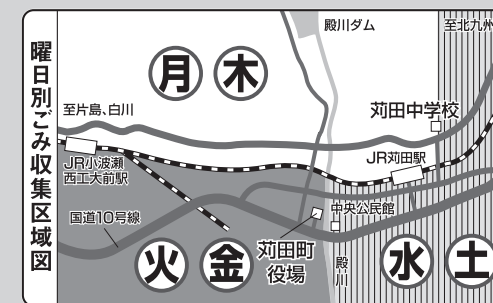
通い放題の脱毛エステの中途解約は断られる

通い放題などの期間・回数と契約上の期間・回数は一致しないときもあります。いつまで、何回まで通ったら中途解約ができなくなるか必ず確認しましょう。

困ったことがあったら早めに消費生活相談窓口へ (☎ 093・434・3352 / 月水金 9時～17時)

令和5年度 家庭ごみの収集日のお知らせ

- ごみはきちんと分けて、決められた場所に収集日の朝7時30分までに出しましょう（一部地域は朝7時まで）。
- 収集後のごみ出しや、ごみ集積所以外または地区外の場所にごみを出すことはルール違反ですので、絶対にやめましょう。
- 苅田エコプラントで、ごみを効率よく処理するため「ごみ」の資源化・リサイクル推進にご協力ください。
- 古紙・段ボールはなるべく資源回収ボックスに出してください。



収集地域 (行政区ではありません)	燃やせるごみ	カン・ビン・ペットボトル	毎月の指定日					
			大型の燃やせないごみ(金属類)	大型の燃やせるごみ	家電ごみ(電化製品)	その他の燃やせないごみ		
提の一部(中学校前町道より行橋側)・光国・馬場・南原・集・尾倉(日豊線より山側)・新津(日豊線より山側)・下片島・上片島・岡崎・葛川・稲光・山口・谷・法正寺・黒添・鋤崎	月		第1㊿	第2㊿	第3㊿	第4㊿	第5㊿	
	10月	毎週 月㊿	毎週 月㊿	5	12	19	26	—
	11月			2	9	16	23	30
	12月			7	14	21	28	—
	1月			4	11	18	25	—
	2月			1	8	15	22	29
3月	7			14	21	28	—	
富久町1、2丁目・殿川町・近衛ヶ丘・尾倉(国道より海側)・尾倉1～4丁目・浜町・桜ヶ丘・小波瀬1、2丁目・下新津・与原・与原1～3丁目・新津(日豊線より海側)・新津1～4丁目・二崎	月		第1㊿	第2㊿	第3㊿	第4㊿	第5㊿	
	10月	毎週 火㊿	毎週 火㊿	6	13	20	27	—
	11月			3	10	17	24	—
	12月			1	8	15	22	29
	1月			5	12	19	26	—
	2月			2	9	16	23	—
3月	1			8	15	22	29	
松原町・松山・雨窪・苅田・若久町1～3丁目・神田町1～3丁目・幸町・提の一部(中学校前町道より北九州側)・京町1、2丁目・磯浜町1、2丁目・港町	月		第1㊿	第2㊿	第3㊿	第4㊿	第5㊿	
	10月	毎週 水㊿	毎週 水㊿	7	14	21	28	—
	11月			4	11	18	25	—
	12月			2	9	16	23	30
	1月			6	13	20	27	—
	2月			3	10	17	24	—
3月	2			9	16	23	30	

※ 12/31 ㊿は定休日、1/1 ㊿～1/3 ㊿年始のためごみの収集はお休みです。予定変更などは広報かんだでお知らせします。分別ポスター・冊子は、環境課で配布しています(苅田町ホームページでもご覧いただけます)。

●問／環境課 ☎ 093・434・1834

EM活性液無料配布(令和5年度下半期配布日)のお知らせ

- 場所／苅田町総合体育館の向い側にある倉庫
- ※配布日には旗を立てていますので、目印にしてください。
- 持参するもの／2ℓのペットボトル(洗って乾かしたもの)
- 配布量／一人2ℓまで(代理での受領も可能です)
- ※受領の際に、氏名・住所・電話番号を名簿に記入してもらいます。代理で来られる方は受領者全員分の記入が必要です。
- ※配布ボランティアの都合などで中止の際は町ホームページ等でお知らせします。

●問／環境課 ☎ 093・434・1834

■配布予定日/各日9時～

	月	第2木曜	第4木曜
令和5年	10月	12日	26日
	11月	9日	お休み
	12月	14日	お休み
令和6年	1月	11日	25日
	2月	8日	22日
	3月	14日	28日

※各日、配布はなくなり次第終了します。